

## 5 漁業災害補償関係勘定

### 貸 借 対 照 表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額		
<b>(資産の部)</b>					
I 流動資産		(負債の部)			
現金及び預金	52	I 流動負債			
前払費用	1	短期借入金	1,635		
未収収益	23	未払金	0		
未収金	0	預り金	0		
短期貸付金	7,350	未払費用	1		
流動資産合計	7,426	リース債務(短期)	0		
II 固定資産		引当金			
1 有形固定資産		賞与引当金	3		
建物	1	流动負債合計	1,639		
減価償却累計額	△0	II 固定負債			
工具器具備品	2	リース債務(長期)	0		
減価償却累計額	△1	引当金			
有形固定資産合計	2	退職給付引当金	70		
2 無形固定資産		固定負債合計	70		
電話加入権	0	負債合計	1,709		
無形固定資産合計	0				
3 投資その他の資産		<b>(資本の部)</b>			
長期貸付金	200	I 資本金			
敷金・保証金	1	政府出資金	2,860		
投資その他の資産合計	201	地方公共団体出資金	1,438		
固定資産合計	203	民間出資金	1,523		
		資本合計	5,821		
資産合計	7,629	II 利益剰余金			
		積立金	58		
		当期末処分利益	41		
		(うち当期総利益)	(41)		
		利益剰余金合計	99		
		資本合計	5,920		
		負債資本合計	7,629		

### 損 益 計 算 書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>経常費用</b>			
一般管理費		経常収益	
人件費	43	事業収入	
直接業務費	1	貸付事業収入	
管理業務費	10	貸付金利息	108
賞与引当金繰入	3	事業収入合計	108
退職給付引当金繰入	1		
減価償却費	0	財務収益	
一般管理費合計	58	受取利息	0
		財務収益合計	0
<b>財務費用</b>			
支払利息	8	経常収益合計	108
財務費用合計	8		
経常費用合計	67		
経常利益	41		
当期純利益	41		
当期総利益	41		

### 1. 業務の目的

漁業災害補償法第196条3に基づき、被災漁業者への共済金等の迅速かつ円滑な供給を図るため、共済金等の支払財源が不足する漁業共済団体に対して、必要額の全額を無担保、無保証で貸付ける。

### 2. 業務の実績

#### (1) 短期貸付金

平成18年度における短期貸付額93億11百万円は、爆弾低気圧等による定置網、養殖施設の損壊及び瀬戸内海の養殖ノリの色落ち被害等に起因する再共済金の支払に対処したものである。

また、短期貸付回収額は107億13百万円で、平成18年度末短期貸付金残高は、73億50百万円となった。

#### (2) 短期借入金

短期貸付金の原資の一部として、前年度からの借換分35億68百万円を含め融資機関から116億8百万円の短期借入を行い、年度内償還額は99億73百万円で、平成18年度末残高は16億35百万円となった。

また、借入残高については主務大臣の認可を受け次年度へ繰り越した。

### 3. 財務諸表

#### (1) 貸借対照表

(ア) 平成18年度末における資産総額は76億29百万円(18億94百万円減)である。

主な内訳は、漁業共済組合連合会に対する短期貸付金73億50百万円(14億2百万円減)、現金52百万円(4億90百万円減)である。

(イ) 負債総額は17億9百万円(19億35百万円減)である。

主な内訳は、短期借入金16億35百万円(19億33百万円減)である。

(ウ) 資本総額は59億20百万円(41百万円増)である。

主な内訳は、政府及び都道府県等からの出資金58億21百万円(増減なし)、利益剰余金99百万円(41百万円増)である。

#### (2) 損益計算書

(ア) 経常費用の合計は67百万円(14百万円減)である。

主な内訳は、人件費43百万円(2百万円減)、支払利息8百万円(3百万円増)である。

(イ) 経常収益の合計は1億8百万円(14百万円減)である。

主な内訳は、貸付金利息1億8百万円(14百万円減)である。

(ウ) 上記の結果、当期総利益41百万円(ほぼ同額)となった。これについては、積立金として整理する。

### 4. 今後の取り組み

「独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性における指摘事項を踏まえた見直しについて」(平成18年12月24日)に沿って、漁業共済団体への融資業務については、セーフティーネットとしての性格を有することから、原則として民業補完に徹し、民間による融資を促すための積極的な情報開示や漁業共済団体への周知・指導を徹底するものとする。

また、一層の経費の縮減及び業務の効率化を図る観点から、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の両部署の統合を検討する。